

（午前9時30分 開議）

○議長（石橋英和君）おはようございます。
ただ今の出席議員数は22人で全員であります。

○議長（石橋英和君）これより平成26年9月橋本市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

○議長（石橋英和君）今定例会に出席の説明員については、お手元に出席説明員表を配付いたしております。

この際、諸般の報告をいたします。

市長から、平成26年8月22日付、橋総第285号をもって、本日招集の市議会定例会に提出する議案60件が送付されております。議案はお手元に配付いたしております。これを今会期中にご審議願います。

次に、財団法人橋本市文化スポーツ振興公社から、平成25年度事業報告書・決算報告書の提出がありましたので、お手元に配付いたしております。

次に、監査委員から、平成26年8月28日付、橋監委第39号をもって、例月出納検査報告書の提出がありましたので、その写しを配付いたしております。

次に、市長から、平成26年8月19日付、橋財第31号をもって、平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告、同じく、平成26年8月26日付、橋総第287号をもって、市長専決処分事項の報告がありましたので、その写しを配付いたしております。

次に、議会事務局から、平成26年6月9日から8月31日までの議会関係行事報告書を配

付いたしております。それぞれご覧願います。
以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石橋英和君）これより日程に入り、
日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、3番 高本君、11番 土井君の2名を指名いたします。

日程第2 会期決定について

○議長（石橋英和君）日程第2 会期決定について を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月19日までの19日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月19日までの19日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

日程第3 承認第1号 専決処分事項の承認について（平成26年度橋本市一般会計補正予算（第3号）） から、日程第62 議案第43号 物品購入契約の締結について までの60件

○議長（石橋英和君）日程第3 承認第1号 専決処分事項の承認について（平成26年度橋本市一般会計補正予算（第3号）） から、日

程第62 議案第43号 物品購入契約の締結について までの60件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）皆さん、おはようございます。

本日、9月市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さま方におかれましては、公私ご多用のところ、ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

まず冒頭に、本市元消防職員が起こした不祥事につきまして、市議会並びに市民の皆さまに多大なるご迷惑をおかけしましたことに深くおわびを申し上げます。県消防学校内での事件ではありましたが、傷害事件を起こした者に対しましては、懲戒免職という厳しい処分を行いました。また、事件をあおった者に対しましても、現在、厳正な対応を検討中であります。今後はこのようなことがなきよう、より一層の綱紀粛正に努め、職員一人ひとりが襟を正し、職務に精励するよう厳しく指導してまいります。

続きまして、広島市で発生しました土砂災害では、死者72名、行方不明2名の方が被害に遭われるという大災害となりました。亡くなられた72名の皆さま方にはご冥福と、そして、行方不明の2人の皆さまには、一刻も早く見つかるようお祈りするとともに、被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。本市でも先日、台風11号により土砂災害警戒情報が発令されたと同時に、災害対策の警戒3号態勢を引きました。一部地域には住民の安全を考え避難勧告を出しましたが、大きな被害はありませんでした。しかし、気候の温暖化が進んでおり、ゲリラ豪雨といった集中豪雨がいつ起こるかわかりません。本市といたしましても、危機管理体制を見直し、万一の

災害に備えていきたいと考えています。

また、この23日、配送中のトラックが大阪府下から橋本市及びかつらぎ町までの広範囲にわたり、道路に油をまき散らすという事故があり、本市も消防本部、建設部各課、防災推進室、広報担当等が迅速に対応いたしました。

次に、閉会中に生じた行政上の主な出来事について、ご報告させていただきます。

まず、7月2日、はしもと観光戦略協議会設立総会を開催いたしました。この協議会は、紀の国わかやま国体や高野山開創1200年記念大法会などのビッグイベントへの取り組みと地域観光資源を活用した持続可能な観光施策を、官民一体となってチーム橋本で取り組むために設立をいたしました。当日は多くの商工関係者や県に参加していただき、忌憚のない意見を交わしました。今後は具体的なテーマについて検討していきたいと考えています。

次に、8月2日、紀の川橋本サマーボール2014が、南馬場緑地広場で盛大に開催されました。当日はあいにくの雨でしたが、市民や団体等によるステージイベントや子どもたちが参加できる「こどもわあるど」などの取り組みがありました。また、少し開始に時間がかかりましたが、花火大会もあり、市内外から約1万8,000人が来場されました。実行委員会をはじめとする関係者の皆さん、ご協賛をいただきました企業や市民の方々に心から感謝と御礼を申し上げます。議員の皆さんにも大変お力添えをいただきましたことに、厚く御礼を申し上げます。

最後に、若い皆さんの活躍についてご報告いたします。

橋本高校邦楽部が茨城県で開催されました全国高等学校総合文化祭日本音楽部門に出場し、文部科学大臣賞（第1位）を受賞しました。第1位獲得は、和歌山県代表では初めて

です。

次に、紀北工業高校ものづくり研究部が、三重県で開催されましたソーラーカーレース鈴鹿2014のチャレンジクラスで優勝しました。優勝は7年ぶりであり、あわせて開催されましたE n e - 1 G P S U Z U K A K V - 40 チャレンジ K V - 1 高校生クラスでも準優勝をしました。

さらに、大分県で開催されました全日本小学生ソフトテニス選手権で、男子和歌山県チームが2年連続の団体優勝を果たしました。橋本市からは、矢野颯人君、渡邊成翔君、前田真翔君が出演しています。矢野君は個人戦でも優勝しています。ほかにも小中学生が全国大会に出場され、活躍されています。今後とも活躍を期待しています。

それでは、9月市議会定例会に提案しました議案についてご説明を申し上げます。

今議会には、市長専決処分を行った平成26年度橋本市一般会計補正予算、和解に係る損害賠償の額を定めることについて、及び土地の処分についての承認案件が3件、平成25年度橋本市一般会計及び各特別会計、各企業会計の決算認定案件が14件、平成26年度橋本市一般会計・特別会計・企業会計の各補正予算案や、条例の制定及び一部改正、市道路線の認定、物品購入契約の締結の議案が43件、合計60件を提案させていただきました。

まず、承認第1号は平成26年度橋本市一般会計補正予算（第3号）でございますが、去る8月9日から10日にかけての台風11号の大雨による災害関連経費のうち、緊急的に必要とする修繕費など総額1,006万2,000円の専決処分を行ったものです。

続いて、承認第2号は、和解に係る損害賠償の額を定めることについてでございます。

これは、公用車の事故に伴うもので、先日相手方と条件面での合意に至り、早急に示談

を締結する必要が生じたため、専決処分を行ったものです。

続いて、承認第3号は土地の処分についてでございます。

これは、神野々用地を株式会社興栄ケミカル工業所に売却するにあたり、企業側より、新工場の操業スケジュールの関係で、早急に土地譲渡契約を締結し、工場建設の手続きを行いたいとの申し出がございましたので、それに基づき専決処分を行ったものです。

ただ今ご説明申し上げました承認第1号につきましては、平成26年8月11日に、承認第2号につきましては、平成26年7月30日に、承認第3号につきましては、平成26年8月1日に、いずれも急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、それぞれ専決処分をしたもので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次に、認定第1号から認定第14号までは、平成25年度の一般会計及び各特別会計、各企業会計の決算であり、平成25年度各会計歳入歳出決算書を提出させていただきました。

認定第1号の平成25年度橋本市一般会計決算についてでございますが、歳入総額が260億1,596万868円、歳出総額が256億8,827万9,043円で、歳入歳出を差し引いた額から翌年度への繰越事業の財源6,506万7,000円を除きますと、差し引き実質収支額といたしましては、2億6,261万4,825円の黒字となります。

また、認定第2号から認定第12号までは特別会計の決算であり、全ての特別会計とも黒字となっております。

続きまして、認定第13号と認定第14号は企業会計の決算でございます。

まず、認定第13号は、平成25年度橋本市水道事業会計の決算でございますが、給水収益

は前年度より約307万円減となりましたが、他の収入により水道事業収益は14億1,929万5,112円を計上しました。

一方、費用面においては、動力費や大滝ダム維持管理負担金の費用計上などで前年度より約7,239万円増え、水道事業費用は14億1,116万3,386円を計上しました。その結果、単年度純利益として813万1,726円を計上いたしました。

認定第14号は、平成25年度橋本市病院事業会計の決算についてでございますが、総入院患者数は対前年度に比べ7,164人減少し、医業収益で約1億3,510万5,000円の減額となり、病院事業収益は61億3,496万6,955円を計上しました。

一方、費用面においては、減価償却費や病院経営コンサルティングの導入により委託料の増加等により、医業用収益で約5,537万8,000円増加し、病院事業費用は64億8,020万8,696円を計上しました。その結果、純損失は3億4,524万1,741円となりました。

以上が、平成25年度の各会計決算の概要でございます。

なお、決算状況につきましては、各会計歳入歳出決算書のほか、監査委員の決算審査意見書及び主要施策成果報告書をあわせて提出させていただきましたので、ご審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、平成25年度決算に関して、本市の財政健全化判断比率についてご報告申し上げます。

お手元に配付いたしました健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてをご覧くださいますようお願いいたします。

まず、健全化判断比率についてですが、実質赤字比率、連結実質赤字比率とも、赤字決算とならないため、前年度と同様、数値として現れてまいりません。

次に、実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率を表すもので、本市は11.8%となり、前年度の12.1%と比較すると0.3%改善してございます。

また、将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を表すもので、本市は145.1%となり、前年度の156.6%と比較すると、11.5%改善してございます。

続きまして、資金不足比率についてですが、この資金不足比率は、公営企業会計だけに適用される比率であり、本市の場合、水道事業会計及び病院事業会計とも資金不足の状況となっていないため、比率として数値に現れません。

なお、今年度の実質公債費比率及び将来負担比率とも、昨年と比べ、さらに改善された数値となっているものの、依然として厳しい財政状況には変わりなく、引き続き経費削減などに取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、議案第1号から議案第6号までは、平成26年度一般会計及び各特別会計、各企業会計の補正予算でございます。

一般会計補正予算の歳出の主なものをご説明申し上げますと、総務費の企画事務に要する経費では、公共施設等総合管理計画策定委託料として公共施設等の全体を把握し、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、時代に即したまちづくりを行っていくための骨子となる計画を策定するための平成26年度の委託料400万円を計上いたしました。なお、計画策定期間は平成26年度から平成28年度までの3年間を予定しております。

同じく総務費の電算管理運営に要する経費では、橋本市と奈良県大和郡山市が自治体クラウドとして連携したことにより、地方公共

団体情報システム機構から助成金として橋本市に3,000万円が交付されるので、その2分の1を大和郡山市に配分する予算として1,500万円を計上いたしました。

次に、民生費の児童福祉総務に要する経費では、中学生医療費助成制度を平成27年度4月実施に向け、現行の小学生医療費助成システムを中学生まで拡大するシステム改修費として320万円を計上いたしました。

同じく民生費の学童保育に要する経費では、紀見地区学童保育所の利用児童の増加により、施設が手狭となったことから、紀見小学校の空き教室を改修し、紀見地区第2学童保育所として活用するための整備改修工事費400万円を計上いたしました。

次に、衛生費の予防接種に要する経費では、従来、任意接種であった水ぼうそう及び高齢者用肺炎球菌の予防接種が、平成26年10月から定期接種となることにより、予防接種費用が市町村負担となるため、予防接種委託料3,111万4,000円、及び予防接種助成金236万5,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、農林水産業費のエコパーク紀望の里管理運営に要する経費では、紀望の里の浴場利用者数の増加に伴い、浴場の混雑緩和を図るため増築するもので、今回、設計委託料229万4,000円を計上いたしました。

なお、平成27年度で増築工事を施工予定でございます。

次に、商工費の企業誘致に要する経費では、企業誘致用地を株式会社興栄ケミカル工業所と株式会社プリントテクニカに、それぞれ売却したことによる財産売却収入などを企業誘致対策基金に積み立てるため、1億4,205万円を計上いたしました。

同じく商工費の地場産業振興センター管理運営に要する経費では、当初予算において、地域産品等のブランド化への支援・展示・物

産PRを中心とした振興事業を行っていくための整備工事費800万円を予算計上していましたが、今回、照明器具のLED化、及び北出入口の自動ドアの間口を拡幅する工事請負費、及び備品購入費として600万円を計上いたしました。

同じく商工費の観光振興に要する経費では、橋本市向副に史跡がある織田秀信の調査研究費用、並びに10月下旬にイオンモール北花田で開催される和歌山県物産展への出店費用や11月中旬に東京・八重洲のアンテナショップ「紀州館いこら」で柿販売と再織り体験等を行うもので、これらの事業を橋本市観光協会に委託する費用として76万7,000円を計上いたしました。

また、万葉人が往来した真土の飛び越え石周辺に、駐車場等の整備を行う万葉飛び越え石管理委員会に対し、飛び越え石環境整備補助金として178万円を計上いたしました。

さらに、先ほど説明した向副にある織田秀信史跡について、地元向副区が行う参道整備費などを補助するため、織田秀信史跡整備補助金として18万6,000円を計上いたしました。

同じく商工費のやどり温泉いやしの湯管理運営に要する経費では、現行の指定管理が本年8月末で終了することから、新たに指定管理者が決定するまでの施設の維持管理費、346万4,000円の増額予算と、当初予算で計上していましたが指定管理料400万円の減額予算をそれぞれ計上いたしました。

次に、土木費の河川管理に要する経費では、岸上地内の浸水対策の向上を図るため紀の川右岸堤防配管工事を行うもので、当初予算でポンプ設置及び一部配管工事費600万円を計上し、翌年度で残りの配管工事を施工予定でありましたが、今回前倒しをして本年度で完了すべく、1,500万円を増額補正するものでございます。

次に、橋本環境管理センター操業延長に係る環境整備事業については、橋本環境管理センター環境整備に要する経費として、総務費、衛生費、農林水産業費、教育費の款別に分散して予算計上されておりますので、まとめてご説明させていただきます。

まず、総務費では、コミュニティバスバス停整備委託料として、学文路駅下に屋根付きの待合室を設置するための委託料200万円を計上いたしました。

衛生費では学文路区内掲示板設置、地区集会所改修等設計費、防犯カメラの設置費など、合計1,005万8,000円を計上いたしました。

農林水産業費では、学文路地内水路改修等工事費として県道から学文路区集会所への昇降路や水路の改修費、並びに長池の改修工事費、合計445万円を計上いたしました。

教育費では、学文路スポーツセンター用トイレの修繕料として、160万円を計上いたしました。

以上が、橋本環境管理センター環境整備に要する経費でございます。

続きまして、議案第2号から議案第6号までは各特別会計補正予算及び企業会計補正予算でございます。

主なものをご説明しますと、議案第3号橋本市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）では、第3、第4、第5ゾーンの工事の進捗に伴い、委託料、工事請負費、補償補填及び賠償金の合計1億2,982万7,000円を計上するとともに、歳入では平成26年度分の公共施設管理者負担金のうち、1億2,980万円が平成28年度の交付となるため減額補正計上いたしました。

議案第5号橋本市水道事業会計補正予算（第1号）では、収益的支出で人件費や企業債の繰上償還補償金などで5,261万円を計上するとともに、資本的支出では、第5次拡張

事業の見直しなどで4,801万2,000円を減額補正計上いたしました。

議案第6号橋本市病院事業会計補正予算（第2号）では、収益的支出で、看護師の紹介及び派遣手数料などで1,359万5,000円を計上するとともに、資本的支出で、医療機器の購入などで1,377万円を計上いたしました。

以上が、平成26年度の各会計補正予算案件の概要でございます。

次に、議案第7号の橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてでございますが、これは、子ども・子育て支援法の規定により市町村が基準を定める必要があることから、本条例を定めるものでございます。

続いて、議案第8号の橋本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、議案第9号の橋本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例については、いずれも、子ども・子育て支援関連3法の施行により児童福祉法が改正され、同法の規定により市町村が基準を定める必要があることから、本条例を定めるものでございます。

議案第10号は、橋本市支給認定及び保育の利用に関する条例についてでございます。

これは、子ども・子育て支援法において、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を行う仕組みとなることから、橋本市保育の実施に関する条例を廃止し、新たに本条例を定めるものでございます。

議案第11号の橋本市一般職非常勤嘱託職員等の賃金等に関する条例について、議案第12号の橋本市訪問看護ステーションに勤務する一般職非常勤嘱託職員等の賃金等に関する条例について、議案第13号の橋本市市民病院に勤務する一般職非常勤嘱託職員等の賃金等に関

する条例について、一括してご説明いたします。

これらの議案につきましては、現在、規程等に基づき運用を行っております嘱託職員等の賃金等及びその支給方法については、地方自治法の規定により、これを条例で定めなければならないことから、その任用形態の実情に合わせ、それぞれ条例を定めるものでございます。

次に、議案第14号の橋本市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例についてでございます。

本条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、本市における民間人材の採用の円滑化を図るため、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者並びに公務に有用な専門的な知識経験を有する者の任期を定めた採用を行うとともに、その者の給与の特例に関する事項に関し、必要な事項を定めるものでございます。

議案第15号の橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてでございますが、これは、先ほどご説明いたしました議案第11号の橋本市一般職非常勤嘱託職員等の賃金等に関する条例についてから、議案第14号の橋本市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例についてまでに関し、新たに条例を定めることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

続いて、議案第16号の橋本市鳥獣被害対策実施隊条例についてでございます。

これは、近年拡大している有害鳥獣による農作物の被害の防止及び軽減を図るため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の規定に基づき設置するものでございます。

議案第17号の橋本市立保育所条例の一部を改正する条例について、議案第18号の橋本市

立幼稚園設置及び管理条例の一部を改正する条例についてでございますが、これらはいずれも、平成27年4月に橋本こども園及び応其こども園が開園することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第19号は、橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、ひとり親家庭医療費システム導入等の実施にあたり、所要の改正を行うものでございます。

議案第20号の橋本市産業振興基金条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、橋本市の商工業の振興に寄与した者を賞するための必要な経費を目的として設置されました橋本市産業振興基金につきまして、産業振興事業を行う農業者・企業等を支援するための補助金、助成金の財源として活用できるようにするため、所要の改正を行うものでございます。

議案第21号の橋本市生活安全条例の一部を改正する条例についてでございますが、これは、既に解散している生活安全推進協議会について、本条例から削除するものでございます。

続いて、議案第22号の橋本市指定管理者選定委員会条例についてから、議案第41号の橋本市文化表彰条例についてまでは関連する議案でございますので、一括してご説明いたします。

現在、規則・要綱等で設置されている委員会等のうち、地方自治法に規定する附属機関に該当するものについては条例で制定することから、本条例を定めるものでございます。

議案第42号は、市道路線の認定及び廃止についてでございます。これは、御幸ヶ丘9号線のほか10路線を新たに市道として認定し、

市道御幸辻三石山線の一部を廃止するものでございます。

議案第43号は、物品購入契約の締結についてでございます。これは、35m級のはしご付き消防自動車の購入のため、制限付き一般競争入札を執行しましたところ、株式会社モリタ大阪支店が落札しましたので、購入契約を締結するにあたり、議会の議決を求めるものでございます。

以上、承認3件、認定14件、議案43件、計60件についてご説明申し上げました。議員各位には、よろしくご審議の上ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石橋英和君）市長の説明が終わりました。

○議長（石橋英和君）以上で本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。

明9月2日から9月7日までの6日間は議案調査等のため休会とし、9月8日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

本日はこれにて散会いたします。

（午前10時6分 散会）